

参考様式第5-1号

洲農第594号  
令和7年1月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	大森谷 (大森谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては水稻と露地野菜の複合経営を行っており、担い手の数も少なく高齢化にともない耕作放棄田が増加している。また、農地は基盤整備もあまりできていません。農地一区画の面積が小さく農道も狭いため、大型機械による効率化もできず地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

担い手の高齢化が進んでいるうえ、中山間地域が多いため、畦畔が大きく、草刈りに係る労力が大きい。担い手の確保を含め、人員の確保も重要だが、機械化による省力化を同時並行で行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内や周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は、林地との間にあら農地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内農地(空き農地)極力隣接で耕作するものが借り受けることが出来るよう努める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

利用権設定されている農地の期間満了後に中間管理機構に付け替える。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地域内では、ほとんどがほ場整備されていないため、実施したい。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当地域では、農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地区内の水稻は土地利用型の担い手に作業委託を行い、露地野菜の担い手は野菜作に集中する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣対策として、進入防止柵や檻の設置。

⑦畦畔の草刈りや水路掃除、ため池の管理を地域住民で行う。中山間や多面的を活用する。